

# 廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付要綱

令和6年1月15日

告示第7号

改正 令和6年4月1日告示第61号

令和7年3月26日告示第50号

## （趣旨）

第1条 市は、自転車を利用する市民の自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による負傷の軽減を図るため、予算の範囲内において、廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) **自転車用ヘルメット** 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造された新品のもので、次のいずれかの安全認証を受けたものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSAマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

## （交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）

は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 奨励金申請日時点で、本市に住民票を有する者
- (2) 令和6年1月1日以降に購入した新品の自転車用ヘルメットであること。
- (3) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例2号）第2条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団員等ではないこと。
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 本市、国、他の地方公共団体その他団体による類似の補助金等を受け、購入するものでないこと。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、自転車用ヘルメット購入費に2分の1を乗じて得た額とし、3千円を限度とする。ただし、購入店舗等のクーポン券、ポイント等を使用した場合は、その金額を購入費から除く。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 奨励金の交付は、自転車用ヘルメットを着用する者一人につき1個かつ1回限りとする。

（交付の申請等）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市内に所在する店舗で自転車用ヘルメットを購入し、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により市長に申請しなければならない。ただし、市長が電子情報処理組織を使用する方法により難いと認める場合は、廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）によることができる。

- 2 前項の規定による申請をする場合、次に掲げる書類等の画像データ又は写しを添付して、自転車用ヘルメットを購入した日から起算して6月以内に市長に提出しなければならない。
  - (1) 自転車用ヘルメットの購入に係る領収書又はレシート（購入日、

購入価格、商品名及びヘルメット販売事業者の店舗等で購入したことが確認できるもの)

- (2) 第2条に掲げる安全基準を満たしていることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 交付対象者が未成年の場合又は同一住所で複数の交付対象者がある場合は、同一住所の代表者が申請者となることができる。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奨励金の交付決定及び奨励金の額の確定又は不交付決定を行い、電子情報処理組織を使用する方法により、申請者に通知をするものとする。ただし、市長が電子情報処理組織を使用する方法により難いと認める場合は、廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）又は廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から起算して15日以内にその旨を記載した書面等を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、奨励金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の事情が生じたとき、又は申請者が偽りその他不正の方法により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、電子情報処理組織を使用する方法により、申請者に通知をするものとする。ただし、市長が電子情報処理組織を使用する方法により難いと認める場合は、廿日市市自転車用ヘルメット

着用促進奨励金交付決定取消通知書兼額確定取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、第7条の規定により申請者が申請を取下げた場合、又は前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取下げ、又は取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、申請者に対して期限を定めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 申請者は、前条の規定により、奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日（奨励金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年1月15日告示第7号）

この告示は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の規定については、令和6年1月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日告示61号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日告示50号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。